

作成日	2006年 3月 6日
改訂日	2024年 1月 16日

安全データシート（SDS）

1. 化学品及び会社情報

製品名	希硝酸（30％）
会社名	株式会社 樋江井商店
住所	愛知県丹羽郡大口町豊田三丁目 264 番地
電話番号	0587-95-4777
FAX 番号	0587-95-2738

2. 危険有害性の要約

化学品の GHS 分類

物理化学的危険性	: 酸化性液体	区分 3
	金属腐食性物質	区分 1
健康有害性	: 急性毒性(吸入: 蒸気)	区分 1
	皮膚腐食性/刺激性	区分 1
	眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	区分 1
	特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分 1
	特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分 1
環境有害性	: 水生環境有害性 短期(急性)	区分 3

上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

ラベル要素

絵表示

:



注意喚起語 : 危険

危険有害性情報

: H272 火災助長のおそれ: 酸化性物質
H290 金属腐食のおそれ
H314 重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷
H330 吸入すると生命に危険
H370 臓器の障害
H372 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害
H402 水生生物に有害

注意書き

安全対策

: 熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。(P210)
衣類及び可燃物から遠ざけること。(P220)
他の容器に移し替えないこと。(P234)
粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。(P260)

取扱い後は手、前腕および顔をよく手を洗うこと (P264)
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)

屋外又は換気の良い場所だけで使用すること。(P271)
 環境への放出をさけること。(P273)
 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。(P280)
 [換気が不十分な場合] 呼吸用保護具を着用すること。(P284)

- 応急措置** : 飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。(P301+P330+P331)
 皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水で洗うこと。(P303+P361+P353)
 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)
 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)
 ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。(P308+P311)
 直ちに医師に連絡すること。(P310)
 気分が悪いときは、医師の診察/手当てを受けること。(P314)
 特別な処置が緊急に必要なものである。(このラベルの補足的な応急措置の説明を見よ)。(P320)
 特別な処置が必要である。(このラベルの補足的な応急措置の説明を見よ)。(P321)
 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。(P363)
 火災の場合：消火するために…を使用すること。(P370+P378)
 物的被害を防止するためにも流出したものを吸収すること。(P390)
- 保管** : 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233)
 施錠して保管すること。(P405)
- 廃棄** : 内容物/容器を国際、国、都道府県又は市町村の規則に従って廃棄すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 : 混合物
 一般名 : 硝酸

名前	濃度 (%)	化学式	官報公示整理番号		CAS 番号
			化審法番号	安衛法番号	
硝酸	30%	HNO ₃	(1)-394	-	7697-37-2
水	70%	H ₂ O	-	-	7732-18-5

4. 応急措置

応急処置

- 応急処置一般 : 直ちに医師の診察を受ける。
- 吸入した場合 : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
 直ちに医師の診察を受ける。
- 皮膚に付着した場合 : 皮膚を流水/シャワー洗うこと。
 汚染された衣類を直ちに全て脱ぐこと。
 直ちに医師の診察を受ける。
- 眼に入った場合 : 水で数分間注意深く洗うこと。
 コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗

飲み込んだ場合
 浄を続けること。
 直ちに医師の診察を受ける。
 : 口をすすぐこと。
 無理に吐かせてはいけない。
 直ちに医師の診察を受ける。

急性症状及び遅発性症状の最も重要な兆候及び症状

症状/損傷 皮膚に付着した場合 : 火傷。
 症状/損傷 眼に入った場合 : 眼に重度の損傷を与える。
 症状/損傷 飲み込んだ場合 : 火傷。

医師に対する特別な注意事項

その他の医学的アドバイスまたは、: 対症的に治療すること。
 治療

5. 火災時の措置

適切な消火剤 : 水噴霧、乾燥粉末消火剤・泡消火剤、二酸化炭素
 使ってはならない消火剤 : 情報なし
 火災危険性 : 火災助長のおそれ: 酸化性物質。
 火災時の危険有害性分解生成物 : 有害な煙を放出する可能性がある。
 消火時の保護具 : 適切な保護具を着用して作業する。
 自給式呼吸器。
 完全防護服。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

応急処置 : 裸火、火花禁止、禁煙。
 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
 出動は、適切な保護具を身に着けた有資格者に限られる。
 保護具 : 適切な保護具を着用して作業する。
 詳細については、第8項の「ばく露防止及び保護措置」を参照。

環境に対する注意事項

環境に対する注意事項 : 環境への放出を避けること。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

封じ込め方法 : 漏出物を回収すること。
 浄化方法 : 吸収材の中で拡散した液体を吸収すること。
 本製品が下水、または公共用水に流入した場合も、行政当局に通報する。
 その他の情報 : 物質または固形残留物は公認施設で廃棄する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策 : 情報なし
 安全取扱注意事項 : 熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。ー禁煙。
 個人用保護具を着用する。
 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
 屋外又は歓喜の良い場所でだけ使用すること。
 皮膚、眼との接触を避けること。

- 接触回避 : 情報なし
 衛生対策 : 汚染された衣類を再利用する場合には洗濯をすること。
 この製品を使用するとき、飲食又は喫煙をしないこと。
 製品取扱い後はよく手を洗うこと。

保管

- 安全な保管条件 : 耐腐食性/耐腐食性内張りのある耐腐食性 容器に保管すること。
 他の容器に移し替えないこと。
 施錠して保管すること。
 換気の良い場所で保管すること。
 容器を密閉しておくこと。
 涼しいところに置くこと。
- 安全な容器包装材料 : 情報なし。
 混触禁止物質 : 可燃性物質。金属類。

8. ばく露防止及び保護措置

		許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
硝酸(7697-37-2)	日本-ばく露限界値	2ppm(5.2 mg/m ³)	TWA 2 ppm, STEL 4 ppm

- 設備対策 : 作業所の十分な換気を確保する。

保護具

- 呼吸用保護具 : [換気が不十分な場合] 呼吸器保護具を着用すること。
- 手の保護具 : 保護用手袋
 眼及び/又は顔面の保護具 : 安全メガネ
 皮膚及び身体の保護具 : 適切な保護衣を着用する。

個人用保護具シンボル

- 環境へのばく露の制限と監視 : 環境への放出を避けること。

9. 物理的及び化学的性質

- 物理状態 : 液体
 色 : 無色～淡黄色透明
 臭い : 強い刺激臭
 融点 : -33°C (67.5%) / -41.5°C (ICSC, 1994)
 凝固点 : 情報なし
 沸点 : 121°C (68%)
 可燃性 : 情報なし
 爆発限界(vol%) : 情報なし
 引火点 : 情報なし
 自然発火点 : 不燃性(ホンメル, 1991)

分解温度	: 情報なし
pH	: 情報なし
動粘性率	: 情報なし
溶解度	: 情報なし
n-オクタール/水分配係数 (Log Pow)	: $\log \text{Pow} = 0.21$ (EST) (推定値) (SRC, 2006)
蒸気圧	: 43mmHg (25°C)、51mmHg (25°C) / 6.4kPa (20°C) (ICSC, 1994)
相対密度	: 情報なし
密度	: 【g/cm ³ 25°C】 1.18 (30%) (ICSC, 1994)
相対ガス密度	: 情報なし
粒子特性	: 情報なし

10. 安定性及び反応性

反応性	: 加熱すると分解し、窒素酸化物及び硝酸ガスを発する。 火災助長のおそれ: 酸化性物質。
化学的安定性	: 光にあたると一部分解する。
危険有害反応可能性	: 二硫化炭素、アミン類、ヒドラジン類などと混触すると発火又は爆発する。 硫化炭素、リン化水素、ヨウ化水素、アセチレンなどと反応し発火又は爆発する。 アルコール、フェノールと反応。 強力な酸化剤であり、可燃性や還元性の物質(テルペチン、木炭、アルコールなど)と激しく反応する。 強酸であり、塩基と激しく反応し、金属に対して腐食性を示す。 有機化学物質(アセトン、酢酸、無水酢酸など)と激しく反応し、火災や爆発の危険をもたらす。 のこくず、木毛等の有機物質と接触すると自然発火をおこす。
避けるべき条件	: 光、高温。高温面との接触を避ける。熱。炎や火花の禁止発火源をすべて断つ。
混触危険物質	: 硫化水素、リン化水素、ヨウ化水素、カーバイド、二硫化水素、アミン類、ヒドラジン類などと接触すると自然発火する。還元剤とは燃える。 ある種のプラスチックを侵す。可燃性物質。金属。
危険有害な分解生成物	: 窒素酸化物、硝酸ガス

11. 有害性情報

急性毒性(経口)	: 分類できない
急性毒性(経皮)	: 分類できない
急性毒性(吸入)	: 区分に該当しない(分類対象外)(気体) 吸入すると生命に危険 区分に該当しない(分類対象外)(粉じん、ミスト)

希硝酸 (7697-37-2)	
ATE JP (蒸気)	0.05 mg/1/4 h

皮膚腐食性/刺激性	: 重篤な皮膚の薬傷
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	: 重篤な眼の損傷
呼吸器感作性	: 分類できない
皮膚感作性	: 分類できない
生殖細胞変異原性	: 分類できない

発がん性	: 分類できない
生殖毒性	: 分類できない
特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	: 臓器の障害
特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	: 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害
誤えん有害性	: 分類できない

12. 環境影響情報

生態毒性

生態系-全般	: 水生生物に有害
水生環境有害性 短期(急性)	: 水生生物に有害
水生環境有害性 長期(慢性)	: 分類できない

希硝酸 (7697-37-2)	
n-オクタノール/水分配係数 (Log Pow)	log Pow=0.21 (EST) (推定値) (SRC, 2006)

残留性・分解性

残留性・分解性	: 情報なし
---------	--------

生体蓄積性

生体蓄積性	: 情報なし
n-オクタノール/水分配係数 (Log Pow)	: log Pow=0.21 (EST) (推定値) (SRC, 2006)

土壤中の移動性

土壤中の移動性	: 情報なし
n-オクタノール/水分配係数 (Log Pow)	: log Pow=0.21 (EST) (推定値) (SRC, 2006)

オゾン層への有害性

オゾン層への有害性	: 分類できない
その他の有害な影響	: 追加情報なし

13. 廃棄上の注意

廃棄方法	: 許可を得た収集業者の分別回収に準拠して内容物/容器廃棄する。
------	----------------------------------

14. 輸送上の注意

国際規制

国連勧告 (UN RTDG)

国連番号 (UN RTDG)	: 2031
正式品名 (UN RTDG)	: 硝酸
容器等級 (UN RTDG)	: II
輸送危険物分類 (UN RTDG)	: 8 (5.1)
危険物ラベル (UN RTDG)	: 8, (5.1)



クラス(UN RTDG) : 8
副次危険性(UN RTDG) : 5.1

海上輸送(IMDG)

国連番号(IMDG) : 2031
正式品名(IMDG) : NITRIC ACID
容器等級(IMDG) : II
輸送危険物分類(IMDG) : 8 (5.1)
危険物ラベル(IMDG) : 8、5.1



クラス(IMDG) : 8
副次危険性(IMDG) : 5.1
緊急時応急措置指針番号 : 157

海洋汚染物質

非該当

航空輸送(IATA)

国連番号(IATA) : 2031
正式品名(IATA) : Nitric acid
容器等級(IATA) : II
輸送危険物分類(IATA) : 8 (5.1)
危険物ラベル(IATA) : 8、5.1



クラス(IATA) : 8
副次危険性(IATA) : 5.1

国内規制

陸上規制 : 毒劇法の規則に従う。
道路法の規則に従う。
緊急時応急措置指針番号 : 157
その他の情報 : 補足情報なし

15. 適用法令**国内法令**

労働安全衛生法 : 特定化学物質第3類物質
(特定化学物質障害予防規則第2条第1項第6号)
名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条
第1号、第2号別表第9)

	名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2 第 1 号、第 2 号別表第 9)
	硝酸(法令指定番号：307) (60~70%)
	腐食性液体(労働安全衛生規則第 326 条)
	歯科健康診断対象物質 (法第 6 6 条第 3 項、施行令第 2 2 条第 3 項)
毒物及び劇物取締法	: 劇物(指定令第 2 条) ・硝酸を含有する製剤 (30%)
水質汚濁防止法	: 有害物質(法第 2 条、施行令第 2 条、排水基準を定める省令第 1 条)
海洋汚染防止法	: 有害でない物質 (施行令別表第 1 の 2) : 有害液体物質(Y 類物質)(施行令別表第 1)
外国為替及び外国貿易法	: 輸出貿易管理令第 4 条第 1 項第 2 号輸入承認品目「2 の 2 号承認」 : 輸出貿易管理令別表第 1 の 16 の項 : 輸出貿易管理令別表第 2 (輸出の承認)
道路法	: 車両の通行の制限(施行令第 19 条の 13、(独)日本高速道路保有・債務返済機構公示第 12 号・別表第 2)
特定有害廃棄物輸出規制法 (バーゼル法)	: 特定有害廃棄物(法第 2 条第 1 項第 1 号イ、平成 30 年 6 月 18 日省令第 12 号)
水道法	: 有害物質(法第 4 条第 2 項)、水質基準(平 15 省令 101 号)
労働基準法	: 疾病化学物質(法第 75 条第 2 項、施行規則第 35 条別表第 1 の 2 第 4 号 1)

16. その他の情報

記載内容の取扱い

全ての資料や文献を調査したわけではないため情報漏れがあるかも知れません。また、新しい知見の発表や従来の説の訂正により内容に変更が生じます。重要な決定等にご利用される場合には、出典等を良く検討されるか、試験によって確かめられることをお勧めします。

なお、記載のデータや評価に関してはいかなる保証もなすものではありません。また、記載事項は通常の取扱いを対象としたものですので、特殊な取扱いをする場合には新たに用途・用法に適した安全対象を実施の上、お取扱いをお願いします。製品の譲渡時には SDS を添付して下さい。

SDS の内容に関するお問い合わせ先

株式会社 樋江井商店 営業部

TEL : 0587-95-4777

FAX : 0587-95-2738

E-mail : m-hiei@k3.dion.ne.jp